

二次業務の周波数の使用及び適切な措置について（確認書）

年 月 日

中国総合通信局長（注1）

申請（届出）に係るアマチュア局の二次業務の周波数（2,425MHz 帯及び 5,750MHz 帯）の使用に当たっては、一次業務の無線局に有害な混信を生じさせることがないように、下記のとおり適切な措置を執るものとします。なお、一次業務の無線局からの有害な混信に対して保護は要求しません。

1. 申請者（届出者）及び申請（届出）に係るアマチュア局に関する事項（注2）

① 氏名又は名称 及び代表者氏名	フリガナ
② 呼出符号	
③ 免許の番号	

2. 二次業務の周波数の確認及び適切な措置の方法

①二次業務の周波数の確認（注3）

□2,425MHz帯(2,400MHz から 2,450MHz まで)及び 5,750MHz帯(5,650MHz から 5,850MHz まで)の周波数は、二次業務の周波数であることを確認しました。

②適切な措置の方法（注4）

申請（届出）に係るアマチュア局が発射する電波が一次業務の無線局に有害な混信を与えることがないように、次の事項について確約します。

- **電波を発射しようとする前に、当該周波数及びその近接する周波数が使用されていないことを確認します。**
- **電波を発射しようとする前に、電波の送信の地点の周囲の状況等を確認します。**
(例)・免許状記載事項（附帯を含む。）の条件に適合する使用に限る。
 - ・免許人が所有又は管理する一の構内や屋内での使用に限る。
 - ・住宅地外での使用に限る。
- **発射する電波の空中線電力は、通信を行うため必要最小のものとしします。**
- **一次業務の無線局に有害な混信を与える恐れがあるときは、直ちに電波の発射を停止します。**
- **一次業務の無線局又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から電波の発射の停止を求められた場合は、直ちに電波の発射を停止します。**
- **総合通信局長から、適切な措置について詳細な資料の提出を求められた場合は、速やかにその資料を提出します。**

(注) 一次業務の無線局に有害な混信を生じさせた場合、処罰の対象となります。適切な措置の方法を執った上で、十分に注意してアマチュア局を運用してください。

3. その他（注5）

注1 所轄総合通信局長を記載すること。なお、沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 1の欄は、次によること。

(1) ②の欄は、申請（届出）に係るアマチュア局に指定されている呼出符号を記載すること。

(2) ③の欄は、申請（届出）に係るアマチュア局の免許の番号を記載すること。

3 2,425MHz 帯及び 5,750MHz 帯の周波数が二次業務の周波数であることを確認したときは、該当する□にレ印を付けること。

4 適切な措置の方法として確約する事項について、該当する□にレ印を付けること。

5 その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。